

教育委員会定例会議事日程

令和元年5月10日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」2018年度の取組状況について
いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処について
- 3 審議案件
教委第1号議案 令和元年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について
教委第2号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について
教委第3号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について
教委第4号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について
教委第5号議案 訴訟等に関する教育長臨時代理について
- 4 その他

令和元年5月10日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○4/19 横浜市立学校人権教育推進協議会総会

(2) 報告事項

○「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」2018年度の取組状況について

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処について

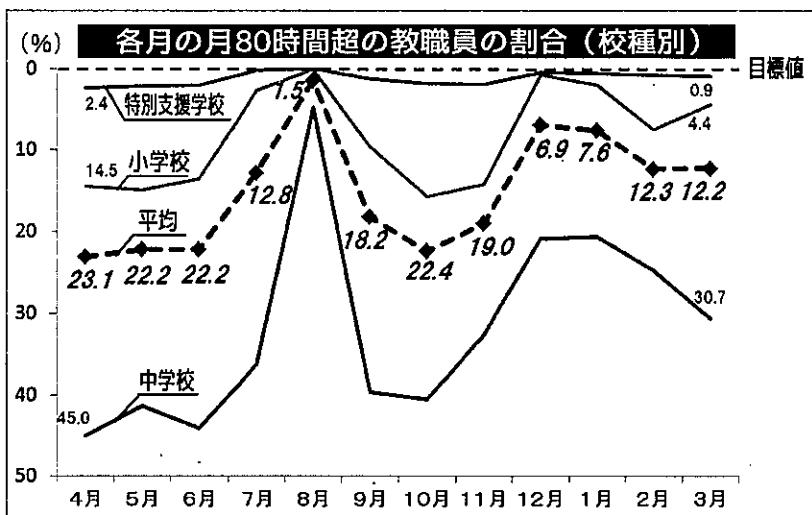
3 その他

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」2018年度の取組状況

教育委員会では、2018年3月に策定した「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」に基づき、各取組を進めています。とりわけ、2018年3月に導入したICカードによる退勤管理により、年間を通して教職員の勤務実態を客観的に把握することができるようになった意義は大きく、勤務実態を踏まえて教職員の働き方改革を推進しています。プランに掲げた達成目標や各取組の進捗状況について、2018年度の実績を報告します。

※小学校、中学校には義務教育学校に在籍する教職員を含みます。

指標① 時間外勤務月80時間超の教職員の割合	目標値	0%
------------------------	-----	----



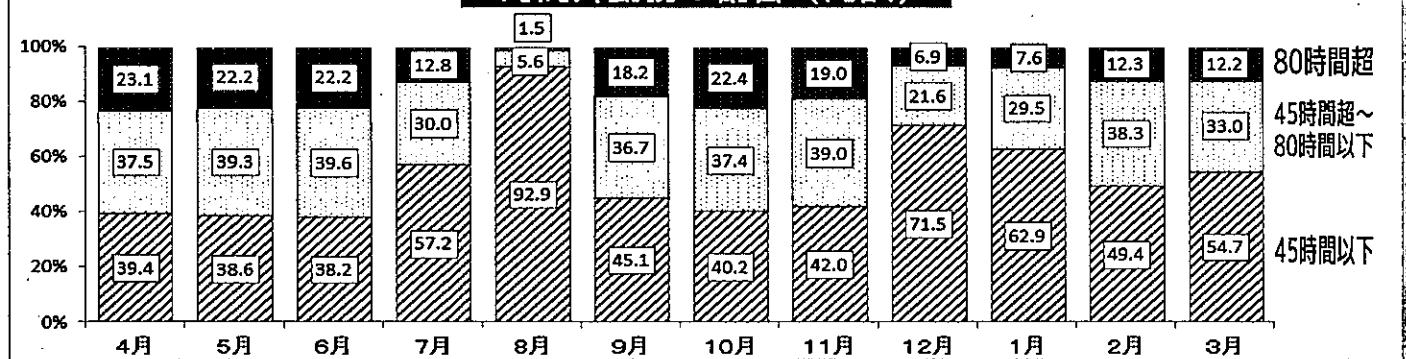
2018年4月～2019年3月までの平均値	2019年3月時点
-----------------------	-----------

15.2%※ 小学校8.1% 中学校32.8% 高級学校1.2%

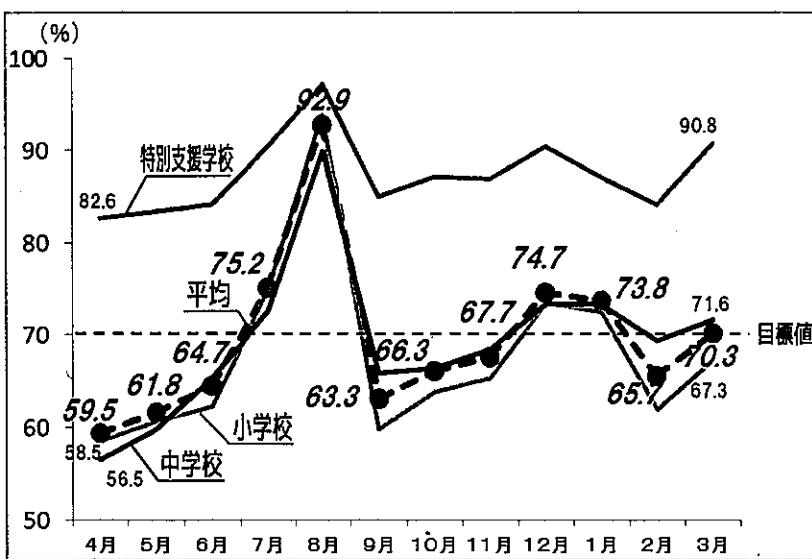
※分母を「教職員数を月ごとに算出し、合計した人数」、分子を「80h超の教職員数を月ごとに算出し、合計した人数」で算出。

年度始めや成績処理を行う9～10月は時間外勤務が多くなり、長期休業となる7～8月は時間外勤務が減少する傾向があります。また、中学校は他の学校種に比べて年間を通して時間外勤務が多い結果となりました。

時間外勤務の割合（内訳）



指標② 19時までに退勤する教職員の割合	目標値	70%以上
----------------------	-----	-------



2018年4月～2019年3月までの平均値	2019年3月時点
-----------------------	-----------

69.7%※ 小学校68.1% 中学校69.0% 高級学校87.6%

※分母を「教職員数を要勤務日ごとに算出し、合計した人数」、分子を「19時まで退勤した教職員数を要勤務日ごとに算出し、合計した人数」で算出。

年度始めや成績処理を行う9～10月は19時までに退勤する教職員の割合が低くなる傾向があり、長期休業中である8月は90%以上の教職員が19時までに退勤しています。

指標③ 健康リスク・負担感指数

目標値 100未満

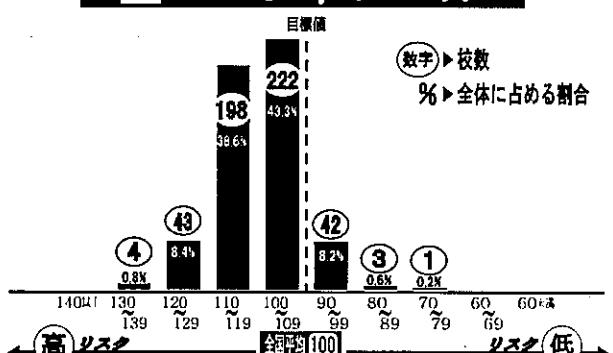
	2015	2016	2017	2018
職場のリスク	総合健康リスク 92	97	98	99
	量・コントロール (健康リスク・負担感指数) 107	109	109	109
周囲の支援	86	89	90	91

2018年度の数値

109*

*「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をクロス集計した指標。全国平均を100として数値が高いほどストレス度合いが高い。

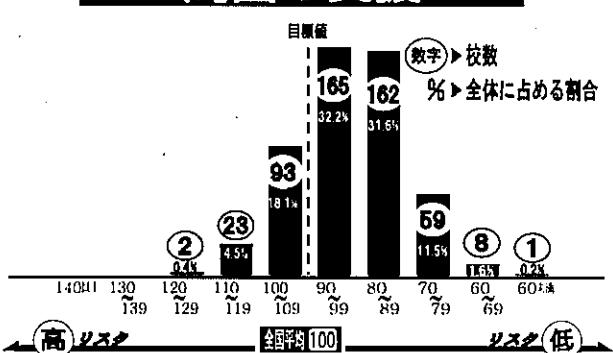
量・コントロール



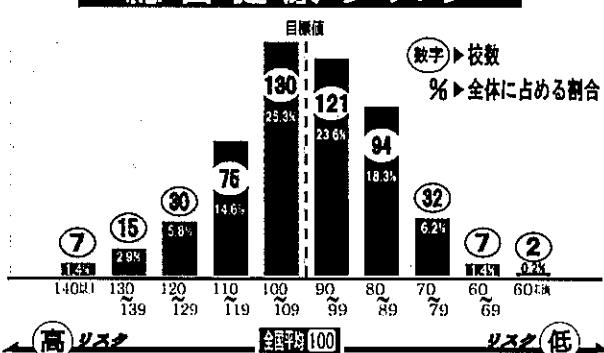
「健康リスク・負担感指数」は100より高い数値（全国平均より悪い状況）となつておらず、昨年度と同じ数値でした。

一方、職場における同僚性を示す「周囲の支援」は100より低い数値（全国平均より良い状況）となりました。

周囲の支援



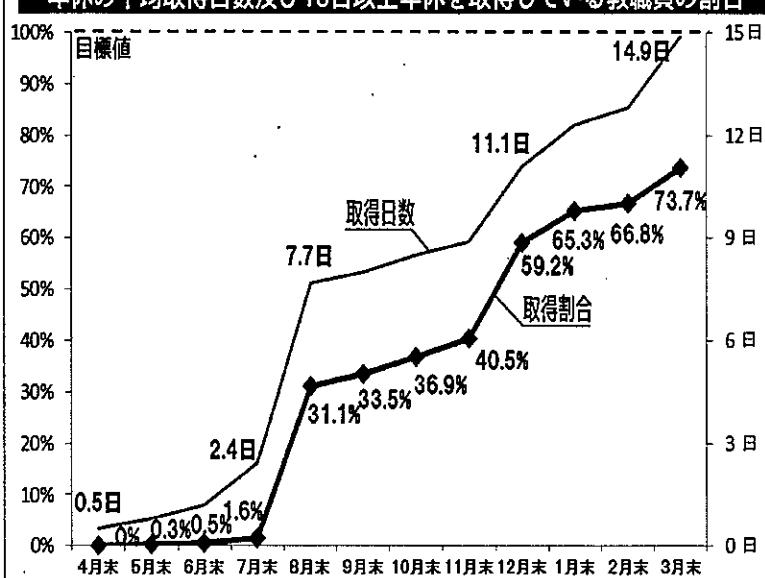
総合健康リスク



指標④ 年休取得日数

目標値 全員10日以上 (100%)

年休の平均取得日数及び10日以上年休を取得している教職員の割合



2019年3月末の取得割合

2019年3月時点

73.7%* (平均取得日数14.9日)

*分子を「年度内に休職した期間がない正規及び再任用の教職員数」、分子を「年次有給休暇（日単位及び時間単位）の取得日数が10日以上の教職員数」で算出。

約7割の教職員が年休10日以上を取得する結果となりました。特に長期休業中である8月や12月に年休取得日数が大きく伸びていますが、一方、課業中*は年休取得日数が伸びていません。

*長期休業中以外の授業を行っている期間。

戦略1

学校の業務改善支援

(1) ICT等を活用した業務改善支援

① 総合学校支援システムの構築

実績

総合学校支援システム構築に向けた調査研究を実施。それを踏まえ、2019年度からの「教材等共有システム」試行を準備。

2019年度予定

モニター地区での試行導入、検証を行ったうえで、年度内の全校展開に向けての準備。

実績

「学校と家庭をつなぐ情報共有システム "Bridge"」について、企業と協定を結び、2019年度からの試行導入にむけて準備。

2019年度予定

6校（小学校2校、中学校2校、高校1校、特別支援学校1校）での試行導入。効果検証を踏まえ、今後の方向性を検討。

② 学校に提出を求める文書の簡素化・調査依頼業務の見直し

実績

教育委員会からの調査・依頼については、紙ベース、電子メール、学校便利帳等、様々な方法で行われており、全体として未把握。

2019年度予定

各調査について調査項目等の分析を行うとともに、課室横断的に見直し。また、教育委員会が学校に作成を求めている計画等について、整理・合理化に向けて検討。

③ 電子申請システムの活用

実績

「電子申請システム活用モデル校」を100校指定し、モデル校において活用。学校向けのマニュアルを作成し、学校へ周知。

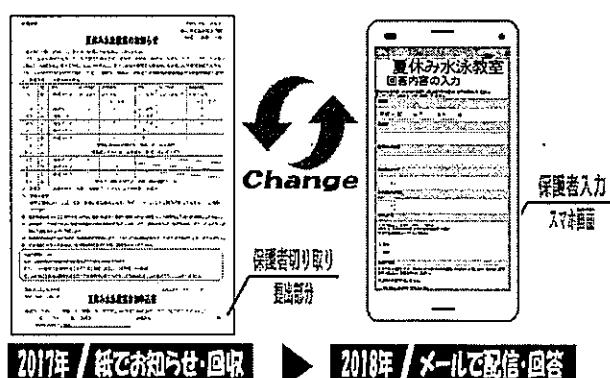
2019年度予定

引き続き、効果的な活用方法について、学校と共有を図りながら、前年度の成果をもとに、「学校と家庭をつなぐ情報共有システム"Bridge"」の一機能として試行。

学校での具体的な取組

紙から電子へ！

電子申請に変えてみました！「夏休み水泳教室申込み」



「働き方改革通信：Smile」No.4（7月号）より抜粋

従来から、学校と保護者の間では、紙でのやり取りが大変多く行われてきましたが、「紙でのやりとり文化」を変える、大胆な取組が見られるようになってきました。

YCANから活用できる「電子申請システム」とメール配信を使って、参加申込みや保護者アンケートを行い始めました。学校は効率的な集計ができ、保護者も簡単に回答ができると、両者から大好評です。

(2) 家庭と仕事の両立支援

①

教職員版フレックスタイム制度の先行実施

実績

対象校を49校選定し、9~11月の3か月間で試行を実施。

上記試行期間における制度利用者及び学校管理職にアンケート調査を実施。

アンケートの調査結果をもとに、試行内容を改善のうえ、2019年度の試行内容を決定し全校（高校を除く）へ通知。

2019年度予定

全校（高校を除く）を対象に、通年での試行を実施。

2019年度の試行実績をアンケート調査等により検証し、2020年度の方針を検討。

学校での具体的な取組

「働き方改革通信: Smile」No.7(10月号)
No.12(3月号)より抜粋



「心が軽くなりました！」

この制度の価値が、この一言に濃縮されています。制度がライフとワークの好循環を生み出します。

「応援したくなります！」

普段の熱心な仕事ぶりと育児を鑑みた校長先生の温かい言葉です。この制度の取得・活用には、校長先生や周囲の理解とサポートが欠かせないようです。

フレックスを取ってみて…試行者の声 「勤務時間の割当振り」 8:15~16:45

A 先生 (1年担任)	火木木 8:30~17:00	今回、同じ学年で2人取るということで、不安があったのは事実です。校長先生からの声かけや、他の先生方の協力もあって取得することができています。
B 先生 (1年担任)	火木木 8:00~16:30	学年は協力的なので取りやすい状況にあるのですが、9月は前期末ということで、16時30分に学校を出ることはできず、結果として、フレックスを1度も取得することができませんでした。
C 先生 (算数担任)	月火木木木金 8:00~17:30 2週間に1回の上課 10回実現	フレックスを取得することに対し、まだ「ためらい」はあります。でも、保護者の理解や同僚の協力もあって取得することができています。心が軽くなりました。
D さん (学校事務)	日火水 8:45~17:15	事務職員が2人体制だから取りやすかったのは事実です。小学生の遊びを見届けてから保育園に子どもを預けることができました。子育て中の男にとって、この制度は本当に助かります。



- ◇長期スパンで考えると、子育てや介護と仕事の両立に悩み、離職する教職員の減につながる。
働く時間が違っても勤務ができることを、その人の強みや自信にしていけるとよい。（管理職）
- ◇教職員の意識改革とともに、学級担任制等、学校経営の制度改革が必要。（管理職）
- ◇学級担任制を前提とすると、遅れる分を埋めるような人的支援があれば、この制度はもっと浸透すると思う。「困ったときはお互い様」という周囲の雰囲気や理解も不可欠。（管理職）
- ◇自分の子どもに触れあえる喜び以上に、妻が育児の負担から解放され、子どもも早く帰ることで喜んでくれたことが大きな意義だった。（利用者）
- ◇両立が辛くて退職も考えていたが、こういう制度があると少しでも続けていこうと思える。（利用者）

コラム：パパ・ママCafe

「働き方改革通信: Smile」No.7(10月号)より抜粋

2019年度に産・育休からの復帰を考えている教職員を対象に懇談会（パパ・ママCafe）を開きました（2018年9月・2019年3月）。「仕事も子育ても大切にしたい！」と考えている先生方ですが、職場復帰には様々な不安を抱えています。そんな二つに寄り添う新たな情報交換の場となりました。

育休取得者の先輩から



「無駄なことは一つもない！」



「“わたし”の時間を大切に！」

「復帰の時期や担任を持つか持たないか、育短を取るか取らないか等々、多くの不安があると思いますが、ご自身の判断、その気持ちを大切にしてください。」

「自分の子どもに負担をかける時もありますが、つくづく私を助けるために生まれてくれたと感じます。子育てを通して見てくるものも多いです。」



パパ・ママCafeの様子（31名参加）

不安だったけど、自分の家族だけではないことが分かりました。

育休を取っている妻と同じ悩みを、みんなもっていることが分かりました。妻が復帰したら、自分もできることをやっていきたいです。

復帰の不安もあるし、学校にいるとなかなか時間をつくることができなかったので、復帰したときに活かせるスキルアップ（英会話）を行っています。

■ 本市教職員の産育休取得者数 909人 男性 9人 女性 900人 (2018.9.1現在)

(1) 学校業務の適正化

①

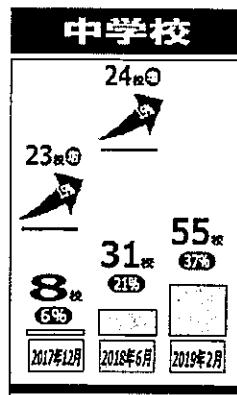
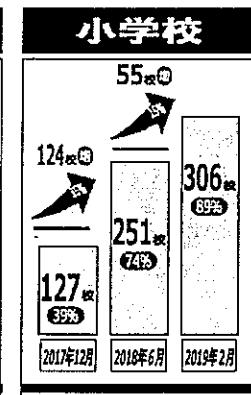
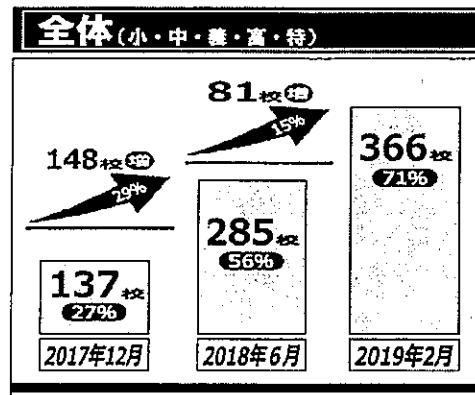
勤務時間外の留守番電話の設定

実績

小・中学校ともに
設置校数が大幅増。

2019年度予定

引き続き推進。



学校での具体的な取組

「働き方改革通信 : Smile」No.3 (6月号)
No.5 (8月号) より抜粋

近隣校で揃えました！

6月より、近隣の小学校4校で揃えて勤務時間外の留守番電話を設定しました。3月に教育委員会及び市PTA連絡協議会より発出した『教職員の働き方改革の推進についてのお願い』とともに、保護者に向けて設置の背景と内容を伝えています。

学校からのお便り（小学校発出文書より抜粋）

[勤務時間外の留守番電話対応]

- 2018年6月1日より18時以降を留守番電話対応
※メッセージのみ、録音なし
- 長期休業中の電話受付は、定時退勤奨励の一環として
8:15~16:45とする

[学校閉庁日]

- 8/3(金)~16(木)に加え、12/27(木)~28(金)、1/4(金)

今年から留守番電話始めました！



副校長先生の声

正直、平日に留守番電話対応とすることに不安はありました。でも、先生たちの働く様子を見るにつけて、保護者や地域の方のご理解とご協力も必要だと考えるようになりました。

私自身も、18時以降は電話を受けることもなくなり、仕事に集中できるようになりました。また、僅かではありますか、昨年度より早く帰ることができますようになりました。



PTA会長の声

学校の電気が遅くまで点いていることは知っていました。先生方の熱心な姿を普段から見ていましたので、校長先生から話があった時には、少しでも力になればと協力させていただこうと思いました。学校は“24時間対応”ではないという意識改革が必要です。そして、こういったことをきっかけに、学校と保護者の相互理解や連携を深めていきたいです。

(2) 学校業務の精査・精選

① 横浜市学力・学習状況調査に係る業務の一部外部委託

実績

試行として、調査結果のデータ入力・帳票出力業務の外部委託を実施。

小学校 116 校（無作為抽出にて、全体の3割程度の学校を対象）

中学校（第3学年及び義務教育学校第9学年）全校

中学校（第1・2学年及び義務教育学校第7・8学年）74校

（無作為抽出にて、全体の約5割程度の学校を対象）

【対象校へのアンケート結果】

○全体の 84%の学校が「負担軽減につながった」と回答

○担当者を中心一人あたり約 5 時間程度の負担軽減につながった

2019年度予定

試行の結果を踏まえ、全小・中学校で実施。

② 教職員の業務の精査、アウトソースの検討

実績

教育委員会事務局通知「委託契約事前協議の特例の追加について」を受け、一部の学校でプール清掃、教室のワックスがけ等を業者に委託。また、障害者施設からの優先調達を活用し、地域活動拠点との連携事例について、「働き方改革通信：Smile」で紹介。

2019年度予定

中教審の答申を踏まえ、教職員の業務の精選を行い、アウトソースについて積極的に推進。

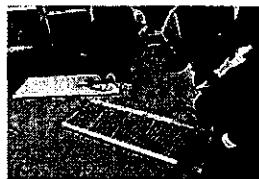
学校での具体的な取組

「働き方改革通信：Smile」No.10（1月号）より抜粋

教育と福祉～Win-Winの関係を構築～

3つの障害者施設の力を借りて校内清掃を行いました。今回の委託は、学校、事業所双方にメリットのあるものでした。このような連携が学校と地域活動拠点との結び付きを強め、“働き方改革”にとどまらず、学校の力となっていきそうです。

	ポリッシャー（廊下）	ワックスがけ（廊下・階段）	エアコン清掃
作業日・時間	12月25日 9:30～11:30 13:00～15:00	12月26日 9:30～12:00	12月27日 9:50～12:20
従事者数	事業所スタッフ1名・施設利用者5名	事業所スタッフ1名・施設利用者6名	事業所スタッフ2名・施設利用者4名
作業の様子	少しずつポリッシャーの扱いにも慣れ、剥離剤を使用しながら4階1フロア分の作業をしました。	簡単なはき掃除をした後、樹脂ワックスを1棟4フロアの廊下と階段にワックスがけを行いました。	17台の天井吊り下げ式、3台の埋め込み式エアコンのフィルターの水洗いや拭き掃除を行いました。



③ 市主催行事や学校行事等のあり方検討

実績

全ての市主催行事について、今後の各行事のあり方（廃止や整理・統合も含む）を検討。6つの行事について終了またはあり方検討を決定し通知。

2019年度予定

引き続き、各行事のあり方について検討。

今回 負担しを認める行事	
はまうち祭り	→ 2018年度最終回
日本学術会議大賞	→ 2019年度最初回
小学校運動会	→ 2019年度最初回
小学校英語大会	→ 2019年度最初回
中学校運動会	→ 2019年度最初回
音楽会	→ 2019年度最初回
総合文化祭	→ 2019年度最初回
小学校英語大会	→ 2019年度最初回
小学校英語大会	→ 2019年度最初回
小学校英語大会	→ 2019年度最初回

戦略3

チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

(1) 教職員配置の工夫、チーム体制の構築

①

小学校高学年における一部教科分担制の導入による学年経営力の強化

実績

8校に非常勤講師を配置し、一部教科分担制を導入。担当する教科が絞られることによって、教材研究を効率的に行えるようになるなどの効果。

2019年度予定

学級の壁を越えたきめ細かな児童指導やチームによる効果的な学年経営の在り方を研究するとともに、効果検証を実施。推進校を16校とすることを目指すとともに、引き続き効果検証を進め、市内全校へ研究成果を発信。

②

市費移管後の教職員配置の工夫

実績

児童支援専任教諭の後補充非常勤の常勤化について、2018年度は40校から90校へ拡大。

2019年度予定

児童支援専任教諭の後補充非常勤の常勤化を2019年度は140校へ拡大し、2023年度の全小学校への配置に向けて順次拡大予定。

また、生徒指導専任教諭の後補充非常勤の常勤化について、2019年度は全中学校で実施予定。

(2) 学校をサポートする専門スタッフ等の配置

①

職員室業務アシスタントの配置の拡充

実績

教職員の働き方改革の推進のため、副校長及び教員の負担を軽減し、限られた時間の中で効率的に業務ができる目的として、職員室における事務的な業務をサポートする非常勤職員を180校(4月に130校、10月追加で50校)に配置。



2019年度予定

全小・中・義務教育学校に配置。

学校での具体的な取組

「働き方改革通信: Smile」No.10(1月号)より抜粋

配置校に異動してきて…

昨年度から職員室業務アシスタント配置の小学校
4月に異動してきた副校長(前任校は未配置)

副校長先生の声

- 着任したばかりなので、去年からいるアシスタントさんに教えてもらうことが多く助かっている。
- 前任校の小規模校に比べ、大規模校では印刷や電話対応等が多いが、アシスタントさんにお願いし、他の業務に集中できる。
- 前任の副校長が、先生からアシスタントさんへ依頼する仕組みをつくってくれた。連絡・連携がとてもスムーズだ。

中国語に対応!

中国、台湾につながる児童が300人を超える小学校では、国際交流ラウンジを通して、中国籍で日本語も堪能な方をアシスタントとして採用しました。これまで副校長や担当教諭が担っていた業務を行うだけでなく、中国籍等の子どもや保護者の安心にもつながっています。

〔翻訳したお手紙〕

★6/8(金)は急いで当次勤務日程へ行けます。
スで翌日午前8時ごろに着て帰ります。尚
いたしましてご対応ください。

6/8(周五)亥金津六物園好
回来時从金津六物園坐公
如果下雨的话改為6月10日

行っている特徴的な業務

- ・中国語での保護者対応
(電話・来客等)
- ・配布文書の翻訳
(大切な部分をメモ的に)
- ・外国語補助指導員との連携

②

部活動指導員の新規配置・支援体制の構築

実績

中学校・義務教育学校の部活動に外部指導者を派遣し、教職員の負担軽減とともに、部活動の活性化を図る。2018年度は新たに、学校教育法施行規則に明示され、実技指導や生徒の引率に加えて、顧問としての役割を担うことも可能な55人の部活動指導員を配置。また、調和のとれた生活の中で部活動を楽しむために、「横浜市立学校部活動ガイドライン」を策定。

2019年度予定

部活動指導体制の充実を図るために、部活動指導員180人を配置。



学校での具体的な取組

「働き方改革通信: Smile」No.8(11月号)より抜粋

今年度より、部活動の顧問としての役割を担うことができる「部活動指導員」の配置を進め、現在、53人の指導員が活躍しています。非常勤講師が指導員となっている学校が多い中、学習塾経営者や地域のスポーツクラブ会長、音楽教室講師等、地域の方々にサポートを頂いているケースもあります。今回は、大学生の指導員を活用している中学校野球部の取組を紹介します。

子どもや顧問の「ありがとう」に感謝

4月から部活動指導員として活動していますが、実は卒業生でもあり、3月までも部活動支援に関わっていました。放課後の練習や土日の練習試合等の引率等のサポートをしています。部活動の技術的な相談が中心ではありますが、年齢が近いこともあるので、気軽に質問してきてくれます。生徒との距離が近く、その上、専門的な話ができるることはとても嬉しいです。



制度を周知して各校で活用を!

「部活動指導員」としてサポート頂いているおかげで本当に助かっています。専門家としての技術指導はもちろん、教員志望でもあるので、本人にとっても良い経験につながっていると確信しています。この制度が、より多くの学校で活用されることを期待します。

部活動顧問

ICT支援員派遣事業【新規】



実績

情報教育実践推進校(2校)において試行実施。派遣回数は42回/校・年。

2019年度予定

ICT支援員を学校へ派遣し、教員のICT活用能力及び指導力を向上させるとともに、2020年度に小学校において必修となるプログラミング教育を推進することを目指す。

・全小学校340校(情報教育実践推進校を除く)

派遣回数21回/校・年

・情報教育実践推進校(小学校2校・中学校2校試行)

派遣回数48回/校・年



コラム：学校と地域との融合

「働き方改革通信: Smile」No.9(12月号)より抜粋

多くの学校では、朝の見守りや読書ボランティア等に地域の方々のお力添えをいただきながら、学校教育の充実につなげています。一方で、学校への協力を得るために地域への貢献も欠かせないところです。「働き方改革」を入り口として町内会長さん達と課題を共有し、相互理解の上で新たな関係を構築し始めています。

Action ①

[平成29年12月]

「働き方改革を進めたい」

～校長の思いと連合町内会長の受け止め～

学校長 教職員の勤務実態を説明

「直近3ヶ月で時間外勤務がこれだけあります…。」「子どもの具合が悪いときに、実家(九州)の母親に来てもらっている教職員もいます。」など

連合町内会長 学校への理解と寄り添い

「こんなに残業時間が長いとは思わなかった…。」「先生方の地域行事への参加も見直したいね。」「地域の力が必要なら言ってほしい。協力する！」

Action ②

[平成30年1~2月]

「大切にしたい地域行事は何?」

～オール〇〇での見直し～

連合町内会長 見直し案を協議

【連合町内会長】

「連合自治会や地域防災の会議への参加は残念でよいのでは?」

「地域独自の行事は地域にまかせて！」

地域行事	H29	H30
連合自治会定期会	毎月	4回
地域防災拠点運営委員会	7回	4回
地域行事(グラウンドゴルフ・ふるさと祭り)	6回	4回
連合運動会	1日参加	半日参加

※上記以外にも3種類の2日目に開催していたものを、連合初日に開催などと変更を行いました。

Action ③

[平成30年4月]

「教育課程に地域の力を！」

～学校と地域との新たなつながりを求めて～

学校長 課題解決に向け 地域へ要請

「地域の方と共に子どもを育てていきたい。」

「授業の中で地域の方とつながってほしい。」

「幼保小のつながりも大切にしたい。」

地域の方(20名)【新設】1校への学び拠点・歓迎ランチ



戦略4

教職員の人材育成・意識改革

(1) 勤務実態の把握、マネジメントの推進

① 教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握

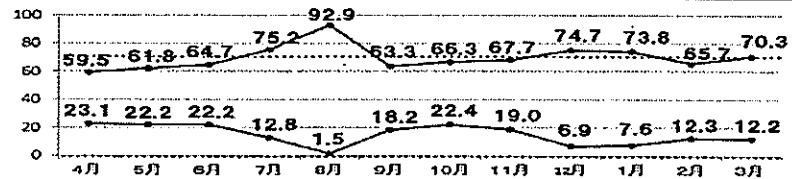
実績

小・中・義務・特別支援学校について、2018年3月から教員、同年10月から教員以外の職員へ、ICカードによる退勤管理を導入。日々の出退勤時刻等から、時間外・超過勤務時間を教職員庶務事務システムで集計し、把握。また、毎月の時間外勤務の実績について、「働き方改革通信：Smile」で共有。

達成目標に対する現状値

赤線：19時までに退勤する教職員の割合

青線：時間外勤務月80時間超の教職員の割合



2019年度予定

前年度同様に、システム集計により職員の勤務時間を把握し、長時間勤務の是正に活用。高校については教職員庶務事務システムの導入に合わせてICカードによる退勤管理を導入（2019年11月予定）。

学校での具体的な取組

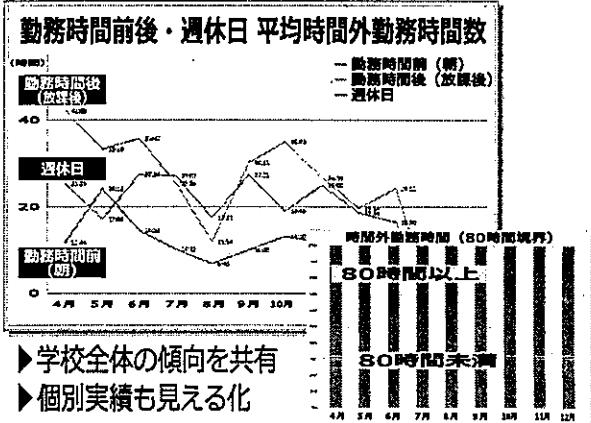
「働き方改革通信：Smile」No.11（2月号）より抜粋

意識を変える！“見える化”のすすめ

働き方改革へのアプローチは様々です。時間外勤務と部活動スケジュール（休養日設定含）について見える化を進めている学校があります。

見える化①

～時間外勤務時間編～



見える化②

～部活動休養日編～

中学校 バレーボール部2月予定表	
日	月
1	火
2	水
3	木
4	金
5	土
6	日
7	月
8	火
9	水
10	木
11	金
12	土
13	日
14	月
15	火
16	水
17	木
18	金
19	土
20	日
21	月
22	火
23	水
24	木
25	金
26	土
27	日
28	月

▶今年度から休養日を明記
▶管理職へ提出（月末5日前まで）

休養日

1年生大会

あり（半面）

休養日

休養日

教職員の声

- ◇学校全体で部活動の休養日をしっかりとれるようになり、週休日の時間外勤務が大幅に減りました。
- ◇これまでの自分の働き方（勤務スタイル）の傾向が分かりました。見通しをもって勤務時間を管理していきたい。
- ◇自分なりの勤務管理をしています。子育て中で、毎日のお迎えがあるため、朝30分早く出勤し仕事貯金をしています。

(2) 意識啓発・研修

① 働き方改革に関する意識啓発

実績

株式会社セブン＆アイ・ホールディングスの協力を得て、企業、大学、有識者、学校等による働き方改革の実践紹介等を通じて、学校における働き方改革について多面的な視点で考える、横浜市立学校「教職員の働き方改革フォーラム」を開催。

2019年度予定

開催予定。

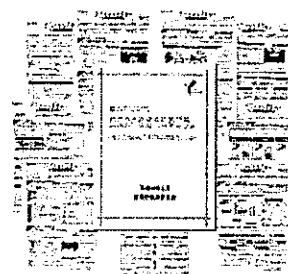


実績

働き方改革の進捗（達成目標の現状等）や各学校での取組を共有し、更なる取組の推進・充実につなげることを目的として、毎月「働き方改革通信：Smile」を発行。

2019年度予定

引き続き、発行予定。



学校での具体的な取組

みんなで考える 働き方

昨年度から副校長先生をリーダーに「職員の負担軽減プロジェクト」で議論を重ねてきた中学校では、保護者の理解を得ながら、留守番電話だけでなく、様々な取組を組織的に進めています。

「働き方改革通信：Smile」No.3（6月号）より抜粋

留守番電話 取組が区全体の取組の後押しに

19:00 セット 翌朝 7:00 解除 → 区内中学校へ

部活動休養日 休養日を「月間予定表」に明記して配布

平日：全部活動同一日が休養日（曜日は週ごとに変える）

土日：部活ごとに試合等に合わせて設定（原則どちらか1日）

庶務事務システム 自分の働き方を見つめ直すきっかけに

しっかり対応 → 時間マネジメント意識の醸成へ

② 働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開発・推進

実績

モデル校（1校）において、教員の「働き方」や「意識」に関する実態調査の結果をもとにした「働き方」へのアプローチを目指した研修を実施し、その効果検証を実施。

実態調査

【対象校】小20校、中10校

【対象者】教員949人、校長30人、副校長30人

2019年度予定

モデル校の実態調査及び研修成果をふまえ、各校が自校の働き方の実態を見る化するツールやeラーニング等を用いた研修を開発し、教職員・管理職に対して実施。

持続可能な働き方 プロジェクト

サーベイ（調査）による対話を
いかに働き方を変えるのか？

横浜市立教育委員会

横浜市立大学



いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処について（報告）

いじめ重大事態の調査主体について決定し、調査を始めますので、報告します。

■調査主体の決定（教育長委任事務）

教育委員会（附属機関：横浜市いじめ問題専門委員会調査）1件

■いじめ重大事態対処のための調査件数

（単位：件）

調査主体	校種	調査中	調査終了
学校（専門的知識を有する第三者を加える）	小学校	2	3
	中学校	0	4
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会）	小学校	4→5	4
	中学校	2	0
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
合計		8→9	11

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）

※新規1件

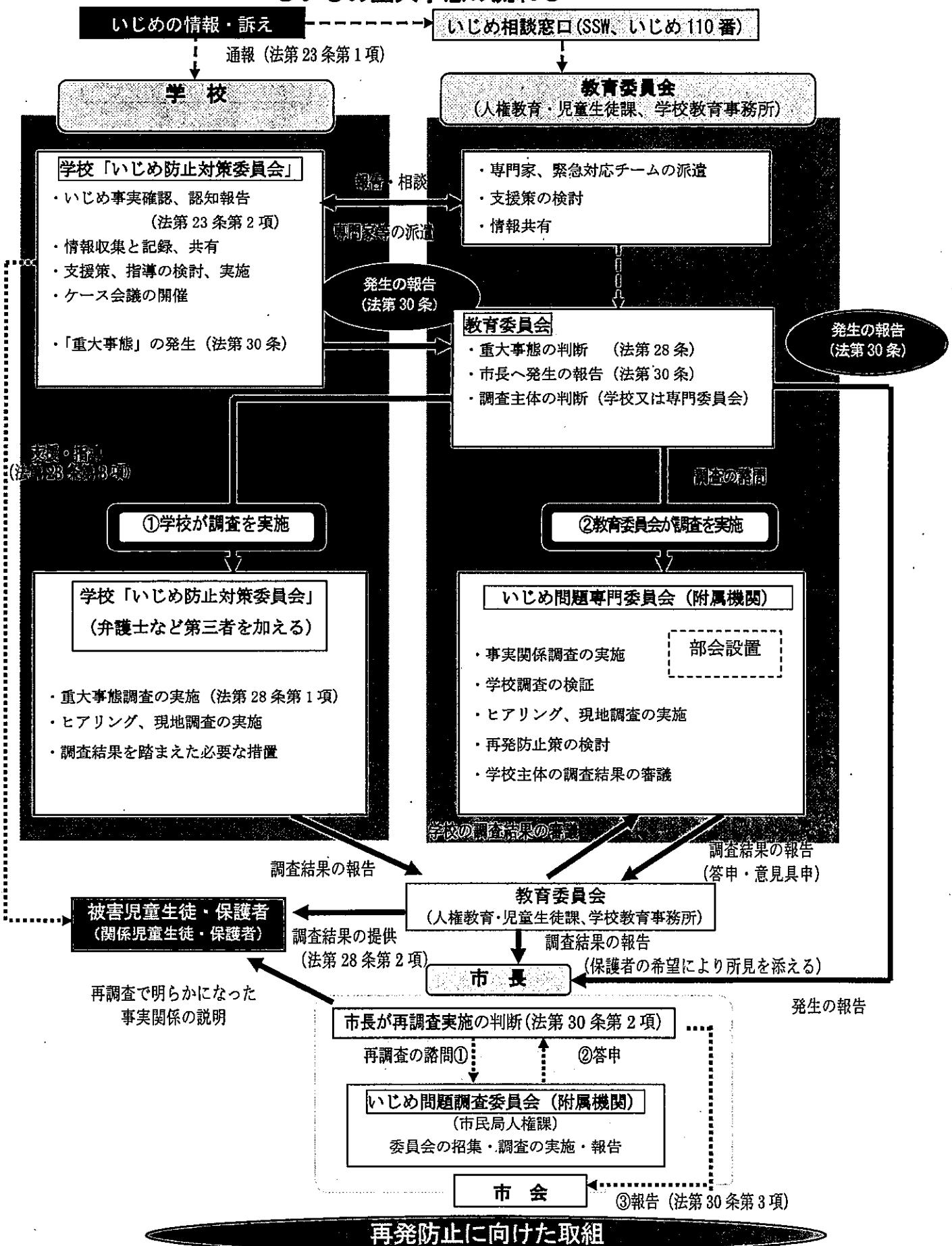
■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(附帯決議)
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●



教委第1号議案

令和元年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

令和元年度横浜市教科書採択の基本方針を次のとおり策定する。

令和元年5月10日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

教科用図書の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。令和元年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する。

令和元年 月 日
横浜市教育委員会

令和元年度横浜市教科書採択の基本方針（案）

（前文）

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和元年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

- (1) 令和元年度は、次の教科書を採択する。
 - ア 義務教育学校前期課程を含む小学校（以下「小学校」という。）において令和2年度から令和5年度に使用する教科書
 - イ 義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和2年度に使用する教科書（「特別の教科 道徳」の教科書を除く。）
 - ウ 高等学校において令和2年度に使用する教科書
 - エ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和2年度に使用する教科書
- (2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。
- (3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン 2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性の有無にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

[高等学校]

- (4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書をとりまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

- (1) 小学校において使用する教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行う。

(2) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書

ア 教科書

新たに文部科学省の検定を経たものがないため、新たな調査は行わず、平成27年度採択時の資料を審議資料とする。

イ 学習実態

審議会は、中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の生徒の学習実態について十分に調査研究を行う。

(3) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。

(4) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び「平成32年度使用一般図書一覧」に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「令和元年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮詢するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。

調査項目

採択の観点(1) 【関係法令】

- ①教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開について、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(2)

【横浜教育ビジョン 2030 及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】

- ①主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。
- ②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ③学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ④「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。
- ⑤持続可能な開発目標（SDGs）の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。
- ⑥横浜の歴史や、伝統文化を理解したり、地域の魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(3) 【体裁等】

- ①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性の有無にかかわらず読みやすい工夫がある。
- ②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。

教委第2号議案

横浜市教科書取扱審議会への諮問について

横浜市教科書取扱審議会への諮問を次のとおり行う。

令和元年5月10日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

義務教育学校前期課程を含む小学校において令和2年度から令和5年度に使用する教科書、義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和2年度に使用する教科書（「特別の教科 道徳」の教科書を除く。）、高等学校において令和2年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和2年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。

(案)

令和元年 月 日

横浜市教科書取扱審議会

横浜市教育委員会

横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 義務教育学校前期課程を含む小学校（以下「小学校」という。）において令和2年度から令和5年度に使用する教科書
- 2 義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和2年度に使用する教科書（「特別の教科 道徳」の教科書を除く。）
- 3 高等学校において令和2年度に使用する教科書
- 4 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和2年度に使用する教科書

(理由)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「令和元年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

1 小学校において使用する教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行うこと。

2 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科書

(1) 教科書（「特別の教科 道徳」を除く）

新たに文部科学省の検定を経たものがないため、新たな調査は行わず、平成27年度採択時の資料を審議資料とすること。

(2) 学習実態

審議会は、中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中の生徒の学習実態について十分に調査研究を行うこと。

3 高等学校用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求めること。

4 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び「平成32年度用一般図書一覧」に登載された一般図書について、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求めること。

5 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。

6 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。